

南あわじ市建設工事に係る公募型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）に係る公募型一般競争入札（以下「公募型一般競争入札」という。）の実施に関し、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号。以下「契約規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において公募型一般競争入札とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、契約規則第3条に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者を対象に、入札参加者の工事等の経験及び技術的適性の有無等に関する必要な資格等を定め、当該資格を有する者により行う入札方法をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、次の各号に掲げる建設工事のうち、前条に規定する資格を定めて実施するものについて適用する。

- (1) 契約予定金額が1,000万円以上の建設工事（建築一式工事を除く。）
- (2) 契約予定金額が5,000万円以上の建築一式工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特殊・専門工事等の理由により、南あわじ市競争入札参加者資格審査会等（以下「審査会等」という。）が適当であると判断した建設工事

2 次に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、公募型一般競争入札によらないことができる。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する場合
- (2) 一般的な工事であり、公募型一般競争入札によらなくても施工能力を有する者の入札参加が十分期待できる場合

(入札の公告)

第4条 市長は、公募型一般競争入札を実施するときは、契約規則第4条の規定に基づき、入札の公告（以下「公告」という。）を行う。

2 市長は、入札期日の前日から起算して少なくとも38日前から第9条第2項に規定する入札参加申込書の提出期限日（以下「申込期限日」という。）まで公告を行う。ただし、緊急やむを得ない理由のあるときは、26日前までに短縮することができる。

(入札参加資格)

第5条 公募型一般競争入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、契約規則第3条に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、南あわじ市公募型一般競争入札公告共通事項（以下「公告共通事項」という。）1に掲げる事項のいずれの要件も満たすものとする。

(入札参加資格の設定)

第6条 市長は、当該建設工事の発注に当たり、前条に規定する入札参加資格を設定しようとするときは、審査会等の審議を経て行う。ただし、あらかじめ審査会等が入札参加資格設定に関する基準を定め、設定しようとする入札参加資格が当該基準に沿った内容であるときは、審査会等への改めての付議は要しない。

2 前条の入札参加資格を設定するに当たっては、建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者について、同一の者を重複して複数の工事に配置予定し入札参加申込みを行う場合において、これら複数の工事のうち他の工事を落札し、他の工事に当該配置予定技術者を配置することにより当該建設工事に当該配置予定技術者を配置できなくなったときは、契約希望金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に定める金額未満である場合を除き、

入札参加申込みの取下げ又は辞退を行うこと等を条件として付すものとする。

(入札参加申込書及び資格確認資料の交付)

第7条 市長は、公募型一般競争入札に参加を希望する者に対し、次に掲げる入札参加申込書及び資格確認資料（以下「提出資料」という。）を南あわじ市総務部財政課において、公告の日から申込期限日までの間（土曜、日曜及び祝日等、南あわじ市の休日を定める条例（平成17年南あわじ市条例第10号）第2条第1項に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。なお、最終日は午後3時まで）交付する。なお、入札参加申込書及び提出資料については、南あわじ市ホームページ等に掲載する。

- (1) 公募型一般競争入札参加申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）
- (2) 公募型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号。以下「資格確認申請書」という。）
- (3) 配置予定技術者に関する調書（様式第3号の1）
- (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係調書（様式第4号）
添付する総合評定値通知書（写し）は契約締結（予定）日に有効なものであること。
- (5) 施工実績調書（様式第6号）
- (6) 設計図書購入申込書（様式第5号の1）又は設計図書複写申込書（様式第5号の2）
※設計図書の交付を希望する場合のみ。
- (7) その他必要と認める書類

(仕様書、設計書及び図面の購入又は複写)

第8条 市長は、入札参加申込者のうち設計図書の購入又は複写を希望する者に対し、設計図書購入申込書（様式第5号の1）又は設計図書複写申込書（様式第5号の2）と引き換えに、設計図書を有償で交付する。ただし、公告で設計図書を電子配付（ホームページ等からのダウンロード）の方法による交付を定めた場合は無償で交付する。

(契約条項等を示す場所及び期間)

第8条の2 南あわじ市契約規則及び工事請負契約書等については、南あわじ市総務部財政課において、次に掲げる書類を公告の日から入札書提出の締切日まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）閲覧に供する。

(入札参加の申込み)

第9条 市長は、次に掲げるところにより、入札参加希望者に第7条に掲げる書類を、原則として持参（電子入札によるものを除く。）により提出させる。

- (1) 申込期限日の翌日以降は、原則として、提出資料の差替え又は再提出は認めない。
- (2) 提出された提出資料は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用してはならない。
- (3) 提出された提出資料は返却しない。

2 市長は、提出資料の提出期間は、原則として公告を行った日から起算して少なくとも10日間を確保する。

3 市長は、入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名を公表してはならない。

(入札参加資格の確認)

第10条 市長は、入札参加申込者の資格の確認を行おうとするときは、入札前に審査会等の審議を経なければならない。ただし、あらかじめ審査会等が入札参加資格設定に関する基準を定め、入札参加者の資格が、事前に設定した入札参加資格基準に沿った内容であるときは、審査会等への改めての付議は要しない。

2 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。ただし、入札公告のほか別に定めた場合は、この限りでない。

3 市長は、入札参加申込者の資格確認書（様式第7号）を作成のうえ審査会等に提出して審議に付する。

4 市長は、原則として申込期限日の翌日から起算して11日以内に、入札参加申込者に対して入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（様式第8号）により通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた入札参加申込者（以下「非資格者」という。）への入札参加資格確認通知書には、入札参加資格がないと認めた理由及び次条の規定により説明を求めることができる旨を付記する。

（苦情の申立て）

第11条 前条第4項の入札参加資格の確認結果に苦情がある非資格者は、入札参加資格がないと認めた理由について、市長に書面（様式は任意）を持参して、説明を求める申立をすることができる。

2 前項の申立期間は、前条第4項の通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内とする。

3 市長は、第1項の申立があったときは、入札参加資格がないとした理由を、当該請求を行った者に、「入札参加資格がないとした理由について（回答）」（様式第9号）により通知する。

4 前項の回答は申立期限日の翌日から起算して原則として3日（市の休日を除く。）以内に回答する。

（設計図書に対する質問）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、設計図書等に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は実施しない。

2 前項の質問は、書面（様式は任意）を南あわじ市総務部財政課へ持参、ファックス又は電子メールにより提出させるものとし、提出期間は、原則として公告の日の翌日から公告等に定めた設計図書に関する質問書の受付期限の日（市の休日を除く。）まで、午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、入札公告のほか別に定めた場合は、この限りでない。

3 前項の質問に対する回答は質問書の提出期限の日の翌日から起算して原則として3日（市の休日を除く。）以内にホームページ等に掲載する。

（入札保証金）

第13条 入札保証金は、政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者による入札に付する場合において、国（公社、公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

（入札の執行）

第14条 市長は、入札に参加しようとする者に、入札の執行に先立ち第10条第4項に規定する入札参加資格確認通知書の写しを提出させることができる。

2 入札の執行回数は2回を限度として、初度の入札において、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

（入札の執行の取消し又は中止）

第15条 市長は、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

2 市長は、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

（無効とする入札）

第16条 公告共通事項8の2に該当する入札は、無効とする。

2 市長は、提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることが確認された者のした入札であっても、無効とする。

（落札者の決定等）

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定による落札者の決

定を次により行う。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 南あわじ市低入札価格調査制度取扱要領に規定する調査基準価格を設けた場合は、次のとおり取り扱う。
 - ア 有効な入札をした者の入札金額が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上であった場合、落札者とする。
 - イ 有効な入札をした者の入札金額が調査基準価格未満であった場合、落札者の決定を保留して入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査したうえで、落札者とする。ただし審査の結果、当該入札者がその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、最低価格者を落札者としなないことがある。
- (4) 落札者又は低入札価格の調査対象者（以下「落札者等」という。）となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札による場合を除いて、直ちに、当該入札者がくじを引くことにより落札者等を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。なお、落札者等となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者等を決定する。
- (5) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。
- (6) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に、「落札者とされなかった理由について（回答）」（様式第10号）により通知する。

（補則）

第18条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

2 兵庫県電子入札共同運営システムを利用し、電子入札を実施する場合には、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。